

本宮市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
本宮市教育委員会

目 次

- 1 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・ P 2～P 5
- 5 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・・・ P 6～P 7

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、第7次福島県総合教育計画に定めた「学びの変革」の実現及び本宮市教育振興基本計画の基本理念である「笑顔あふれる共生のまち もとみや～夢・生きがいをもち、共に育み、共に育つ教育を目指して～」の実現に向け、教職員の働き方改革を推進するために策定するものである。教職員が児童生徒と向き合う時間や授業改善のための教材研究の時間の確保など本来行うべき業務に集中することができるよう「学校の在り方の変革」を行い、教職員が主体的に研さんを重ね、やりがいと達成感をもって健康に働くことができる持続可能な教育環境を構築するとともに児童生徒の健やかな成長と自己実現を図ることを目的とする。

(2) 本市の現状

- 本市では、令和3年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「本宮市立学校に勤務する教育職員が業務を行う時間の上限に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月33時間	26.9%	0.7%
中学校	月34時間	30.5%	1.2%

- 時間外在校等時間が45時間を超える割合が小・中学校合せて約28%と多くなっている。部活動指導や学校行事等の準備などの業務の負担感が大きくなっており、部活動指導員の拡充及び部活動の地域展開や教育課程の精選を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度または令和7年の数値】

- ・ 管理職も含め、1年間で12日以上^{【令和7年 12.1日】}の年次有給休暇の取得を目指す。
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる。^{【令和6年度 7.0%】}
- ・ ストレスチェックにおける総合健康リスクの値を80以下とする。^{【令和6年度 80】※100が全国平均}

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◇学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・ 給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、令和9年度予算を目途に公会計化を実施する。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・ 令和11年度までに、首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・ 調査等への回答にあたっては、原則、電子メールやWebフォームでの回答とし、FAXは使用しない。また、指定する場合を除き、鑑（送付文）及び押印を省略し、ペーパーレス化や学校の負担軽減に努める。

職印要：性行不良による出席停止関係（様式28号、様式29号）
留年報告（様式35号）、懲戒報告（様式36号）のみ

◇学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・ 学校プールの管理業務について、教育委員会において令和11年度までに外部委託を行う。

◇部活動（「3分類」⑬関係）

- ・ 令和13年度までに、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、令和9年度中に、部活動指導員の配置拡充等を進める。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇給食における対応（「3分類」⑭関係）

- ・ 給食の配膳業務を補助する給食配膳員を令和10年度までに全校に配置する。

◇授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・ 授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポートスタッフを県教育委員会と連携し、全校に配置する。
- ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◇学校行事等の精選及び負担軽減（「3分類」⑰関係）

- ・ 首長部局と連携を図りながら、学校が参加する市主催行事の必要性を吟味し、精選に努める。また、学校の負担軽減に向けて、参加に向けた支援体制の充実を図る。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議等への参加目標を各校毎学期1回とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・ 首長部局と連携し、要保護児童等対策地域協議会等を通して、学校が組織として医療・福祉・警察等の関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・ 特別支援教育支援員、福祉・心理に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

特別支援教育支援員については、第3期本宮市教育振興基本計画に基づき、令和10年度まで1名ずつ増員する。

26名（R7）→27名（R8）→28名（R9）→29名（R10）

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ デジタル技術の活用により、業務時間外の保護者からの問い合わせや連絡事項などの校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、28%（990点満点中276.8点 令和6年度）から50%にする。

- ・ 勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を令和9年度までに全校に設置する。
- ・ 平日の学校開錠・施錠時刻については、勤務時間が8時00分から16時30分（休憩時間を含めて8時間30分※各学校によって始業・終業時刻が異なる場合があります）に設定されていることを踏まえ、学校や地域の実態に応じて、勤務開始時刻と勤務終了時刻との大きな乖離が生じないように、勤務開始時刻1時間、勤務終了時刻2時間以内とするなど、学校ごとに適切な時刻設定する。
- ・ 各学校は、複数担任制やチーム担任制などの活用により、学級担任の業務を適切に分担する。また、授業の持ち時間数や授業準備にかかる時間などを精査した上で、授業負担の均衡化を図る。その際、初任者等の経験の浅い教職員に対して配慮する。さらに、授業の持ち時数以外についても進路の個別指導や週休日の部活動指導の担当者の割振り、校内の清掃や巡回の職員間での輪番の実施など、積極的に業務の平準化を図ることで、正規の勤務時間内に業務が終わるよう、時間外勤務時間の削減及び平準化と休憩時間の確保や業務の持ち帰りがない状態を目指す。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対して医師による面接指導の実施体制を整備し、勤務時間や勤務状況を適切に把握の上、健康障害防止に必要な場合は医師による面接指導を実施する。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 各学校は、原則として週に1日の生徒一斉下校日を設定するとともに、令和8年度中に、学校における定時退校日を原則週1日設定するよう推進する。また、夏季休業中に原則として5日間（週休日を除く）の一斉閉校期間の設定を行う。なお、休日である年末年始6日（12月29日～翌年1月3日）も含め、閉庁を徹底し、管理職を含めた教職員全員がしっかりと休める環境を実現する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、本宮市のHPで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる福祉・心理に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、県教育委員会が作成した、『PBL型（Project Based Learning：自ら課題を見つけ出し、課題解決につなげる手法）の業務改善の手引きや専門家による研修動画の活用を推進する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。また、各学校の管理職は、県教育委員会作成の『PBL型の業務改善の手引き』、研修動画及び他校の好事例によりそのマネジメント力を向上させる。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、【資料1】等により教職員の働き方改革の取組等を各校と連携して保護者に伝えるとともに、教職員の働き方改革が急務であることや学校の相談等に当たっては、教員の勤務時間等について配慮をお願いするなど、地域の方々も含め、引き続き丁寧に伝えていく。各学校は、PTA総会や学校運営協議会等の機会を捉え、【資料1】を配布して教職員の働き方改革に関する取組について説明し、地域の方々や保護者とどのような対策が考えられるかを対話を通して考え、地域や学校の実態に応じながら、学校の課題等への改善策等が本市の業務量管理・健康確保措置実施計画に適合するものとなるようにする。


【資料1】






保護者及び地域のみなさまへ

教職員の働き方改革に

ご理解とご協力を！

～みんなで変わろう！変えよう！子どもたちの未来のために～

保護者及び地域のみなさまへのお願い 

- 夜間や休日、学校閉庁日の電話対応にご協力を！
夜間や休日、学校閉庁日には電話がつながりません。その際は、翌日以降の勤務時間にご連絡をお願いします。 
- 登校時間の見直しにご協力を！
児童生徒の安全確保のため、教職員が出動していない早い時間帯の登校はお控えください。 
- 学校・地域行事等の見直しにご協力を！
これまで続けてきた恒例の行事であっても、大胆に見直すことがあります。 
- 時間外の緊急対応等にご理解・ご協力を！
勤務時間以外の児童生徒の事件・事故等の緊急時は、警察・救急・消防等の関係機関までご連絡ください。 
- 部活動指導へのご理解を！
県教委が定めたガイドラインに基づき、休養日の設定、活動時間に上限を設けるなどしています。 

背景

福島県教育委員会では、個別最適化された学び、協働的な学び、探究的な学びへと変革していく「学びの変革」を進めています。その実現のためには、授業の準備や自己研さんに時間を割くことができない状況に陥っている「学校の在り方」も変革する必要があります。教職員が長時間の勤務によって、負担感や疲労感を抱えたまま授業等しなくてはならない状況は、教育の質を低下させ子どもたちに悪影響を及ぼします。子どもたちと教職員の Well-being（一人一人の多様な幸せおよび社会全体の幸せ）の実現のために保護者・地域のみなさまにおかれましても、ご理解とご協力ををお願いします。